

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限		
			申請	書類提出	窓口持参の場合
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 七月十八 日（木）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年六 月十七日（月）	令和六年六 月二十日（木）	令和六年六 月二十六日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 七月二十 八日（日）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年七 月一日（月）	令和六年七 月四日（木）	令和六年七 月十日（水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 八月二十 一日（水）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年七 月二十二日 （月）	令和六年七 月二十五日 （木）	令和六年七 月三十一日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 九月七日 （土）	東松山市民文 化センター	令和六年八 月五日（月）	令和六年八 月八日（木）	令和六年八 月十四日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 一月二十 五日（土）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年十 二月十六日 （月）	令和六年十 二月十九日 （木）	令和六年十 二月二十五 日（水）
わな猟	令和七年 二月六日 （木）	東松山市民文 化センター	令和六年十 二月十六日 （月）	令和六年十 二月十九日 （木）	令和六年十 二月二十五 日（水）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとしたため狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

ハ 受験案内の入手方法

令和六年五月十日（金）より、みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kuurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kuurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に郵送すること。

(2) 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具

	鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	鳥獣の判別 網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和六年五月十日（金）から受験案内で指定する方法により入手すること。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限		
		電子申請の場合	書類提出	窓口持参の場合
令和六年七月五日（金）	ウエスタ川越	令和六年六月十七日（月）	令和六年六月二十日（木）	令和六年六月二十五日（火）
令和六年七月六日（土）				
令和六年七月十二日（金）	さいたま市民会館いわつき	令和六年六月二十四日（月）	令和六年六月二十七日（木）	令和六年七月二日（火）
令和六年七月十三日（土）				

令和六年七月 十九日(金)	さいたま市民 会館いわつき	令和六年七月 一日(月)	令和六年七月 四日(木)	令和六年七月 九日(火)
令和六年七月 二十日(土)				
令和六年八月 二日(金)	三郷市文化会 館	令和六年七月 十二日(金)	令和六年七月 十九日(金)	令和六年七月 二十三日(火)
令和六年八月 三日(土)				
令和六年八月 二十三日(金)	深谷市花園文 化会館アドニ ス	令和六年八月 五日(月)	令和六年八月 八日(木)	令和六年八月 十三日(火)
令和六年八月 二十四日(土)				
令和六年八月 三十日(金)	秩父宮記念市 民会館	令和六年八月 九日(金)	令和六年八月 十五日(木)	令和六年八月 二十日(火)
令和六年八月 三十一日(土)				
令和六年九月 五日(木)	東松山市民文 化センター	令和六年八月 十六日(金)	令和六年八月 二十二日(木)	令和六年八月 二十六日(月)
令和六年九月 八日(日)				

ロ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和六年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者
- (3) 法第四十条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者

ハ 更新案内の入手方法

令和六年五月十日(金)より、みどり自然課ホームページ ([https://www.pr
ef.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html)) からダウンロード
するほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、更新案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、更新案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に郵送すること。

(2) 持参による場合

更新案内で指定する狩猟免許更新申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円を更新案内で指定する方法により納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の入手方法

狩猟免許更新申請書は、令和六年五月十日（金）から更新案内で指定する方法により入手すること。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。